

【お知らせ】

令和4年1月13日

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

●中央協議会における改革計画の認定に係る手続きの見直しについて (漁船漁業のみ)

1. 令和4年以降の改革計画の認定に至る手続き

- ・ 令和3年度補正予算成立に伴って改正された要領等関係通知に基づき、令和4年1月以降、改革計画の認定にあたり、改革計画の公募を行うこととなりました。
(漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領第2の2の(2))
- ・ 当面の間、上記公募と中央協議会での審査・認定は、年2回実施します。
- ・ 1回目の公募は、令和4年1月中を予定しています。
- ・ 2回目の公募は令和4年5月～6月頃実施予定です。詳細は日程が決まり次第同ホームページにてお知らせします。

2. 新たな審査基準の導入

- ・ 今日の政策課題を推進する観点から、別添2の「新審査基準」が策定されました。
(従前との比較は、別添1の「審査基準比較表」をご覧ください。)